

議 事 日 程 (令和3年3月9日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第1号 専決処分の承認について  
専第1号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第4 議第2号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件
- 日程第5 議第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件
- 日程第6 議第4号 安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について
- 日程第7 議第5号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第6号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第7号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第10 議第8号 令和3年度安八郡安八町一般会計予算
- 日程第11 議第9号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議第10号 令和3年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議第11号 令和3年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算
- 日程第14 議第12号 令和3年度安八郡安八町水道事業会計予算
- 日程第15 議第13号 令和3年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第16 議第14号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 岩 田 讓 治

○出席議員(10名)

1番 石 原 英 一	2番 渡 邊 裕 光	3番 傍 嶋 邦 博
4番 坂 悟	5番 大 平 文 雄	6番 西 松 巖
7番 碓 井 昭 夫	8番 岩 田 讓 治	9番 山 中 美 惠 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	堀正	副町長	岡田武史
教育長	渡邊均	調整監	水谷秀平
会計管理者兼 税務課長	坂優	民生調整監兼 住民環境課長	吉村等
建設調整監兼 産業振興課長	岡田立	総務課長	山田靖
企画調整課長	大平共美	福祉課長	坂和由
建設課長	河合一	学校教育課長	堀隆志
生涯学習課長	今村厚士		

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	田中弓	書記	定益直子
書記	土岐寿徳		

(開会時間 午前10時00分)

議長 皆さん、改めましておはようございます。

大変温かくなってまいりまして、先般、百梅園へ行ってまいりました。多くの方が来ておられまして、ただ食べることができない、長話もできないということで早々に帰ってまいった次第でございました。そして、我が家のサクラノボの実桜でございますが、これも今満開でございます。梅が満開、桜が満開ということで、自然もよくできたものでございまして、私らはまだ寒い寒いと言いながらも自然はもう既に春ということでございます。

今日は3月の定例議会の初日、予算議会でございます。どうぞよろしく御審議賜りたいというふうに思います。

それでは、ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回安八町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

---

議長 日程第1、議事録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、2番 渡邊裕光君、3番 傍嶋邦博君、よろしくお願いたします。

---

議長 日程第2、会期決定についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの10日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの10日間にすることに決定をいたしました。

---

議長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 改めて、皆さんおはようございます。

本日、令和3年第1回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙のところ御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

す。

先ほど議長からもお話がありました。現在、安八百梅園では様々な種類の梅の木が美しい花を咲かせております。本来ならば梅まつりが開催され、多くの人でにぎわっている時期ではありますが、いまだコロナ禍にあり、残念ながら昨年同様、園遊会を中止し、梅まつりも開催することができませんでした。

このように、数々のイベントなどの中止を余儀なくされた令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策に明け暮れた1年でありました。

そんな中、安八町内での新規感染者が2月5日から発生していないことは、町民の皆さんや事業者の皆さんが感染防止対策に取り組んでおられる御努力と御協力のたまものと深く感謝申し上げます。

岐阜県におきましても、3月1日に緊急事態指定区域から除外されましたが、引き続き気を緩めることなく、正しく恐れ、正しく対処して感染防止に努めていただければと思っております。

一方、ワクチンの接種も進めており、補正予算、令和3年度当初予算でも計上させていただいておりますが、円滑に進むよう最善を尽くしてまいります。

いずれにしましても、コロナ禍にあり何かと先行きも不透明なところもありますが、熱意を持ち、まちづくりに取り組んでまいりますので、どうか議員各位、住民の皆様には一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会に御提案申し上げます案件は、新年度予算の関係を中心に、専決処分の承認、条例関係、一般会計・特別会計補正予算など合わせて14議案になります。

それぞれの案件の提案説明につきましては、副町長並びに担当課長より御説明申し上げますので、十分に御審議をいただき、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長 これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方は簡単明瞭にお願いいたします。

議長 日程第3、議第1号 専決処分の承認についてを議題といたします。  
提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書の1ページをお願いいたします。

議第1号について、朗読並びに御説明申し上げます。

議第1号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり  
専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

令和3年3月9日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、3ページをお願いいたします。

専第1号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第10号）。

令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ  
880万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億4,437万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに  
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年1月27日専決、安八郡安八町長。

この補正予算（第10号）は、新型コロナウイルスワクチンに係る接種体制  
の早期整備と速やかな接種の実施に係る経費を計上しております。

それでは、1枚はねていただきまして、5ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

この5ページは歳入、1枚めくりました6ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額77億3,556万8,000円に880万2,000円を増額し、77億  
4,437万円とするものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入。単位は1,000円でございます。

国庫支出金はともに特定財源でありますので、歳出で御説明をさせていただきます。

1枚はねていただきまして、8ページをお願いいたします。

3. 歳出。単位は1,000円でございます。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、予防費、補正額、増額の880万2,000円。財源内訳の特定財源、国庫支出金880万2,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金557万2,000円、及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金323万円を合わせたものでございます。一般財源はございません。節区分の報酬100万2,000円は、看護師や保健師等の会計年度任用職員に係る報酬でございます。旅費4万5,000円は、その会計年度任用職員の費用弁償でございます。需用費のうち、消耗品費107万4,000円はワクチン接種に係る救急物品などでございます。修繕費5万円は、コールセンターの電話回線の修繕費でございます。役務費のうち、通信運搬費61万円は希望調査はがきなどの郵送代でございます。手数料27万8,000円は、国保連合会への請求支払い手数料でございます。委託料の業務委託452万2,000円は、クーポン券作成委託や医師会への接種委託の費用でございます。工事請負費の33万円は、コールセンター予約システムの回線工事でございます。備品購入費の60万8,000円は、コールセンター用のパソコン及び救急時の移動式ベッドを購入するものでございます。扶助費28万3,000円は、施設入所者への接種費用でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第1号は原案どおり承認をいたしました。

---

議長 日程第4、議第2号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町長 それでは、議第2号につきまして、まず議案を朗読し、その後提案説明をさせていただきます。

議第2号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件。

固定資産評価審査委員を次のとおり選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和3年3月9日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、住所、安八郡安八町牧1968番地の1並びに1968番地の2。氏名、渡邊敏幸。生年月日、昭和27年8月3日生まれ。

それでは、提案説明をさせていただきます。

今回、提案させていただきます渡邊敏幸さんが、令和3年3月21日をもって任期満了となります。引き続き渡邊さんを選任し、御同意をお願いするものであります。

渡邊敏幸さんは、長年公務員として勤務されてこられ、税務関係も非常に詳しい方で、人格・識見ともに高く、委員として適任であると考えております。

渡邊敏幸さんの選任の同意につきまして、どうぞ御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長 本件につきましては、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第2号は原案どおり同意することに決定をいたしました。

---

議長 日程第5、議第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町長 それでは、議第3号につきまして、まず議案を朗読させていただきます、その後提案説明をさせていただきます。

議第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件。

人権擁護委員の候補者を次のとおり推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものとする。

令和3年3月9日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、まずお一人目、住所、安八郡安八町牧1817番地。氏名、金森登美子。生年月日、昭和26年12月23日生まれ。

2人目です。住所、安八郡安八町大明神86番地。氏名、棚橋玲子。生年月日、昭和29年5月1日生まれ。

それでは、説明させていただきます。

今回、提案させていただきます金森登美子さんが令和3年6月30日をもって現在の任期が満了となります。引き続き、金森登美子さんを推薦したく、お願いするものであります。

金森さんは、昭和49年に大学を卒業後、小・中学校教諭を歴任され、平成30年から当委員を務められています。現在は、選挙管理委員会委員長も務められており、人格・識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解があり委員として適任であると考えます。

金森登美子さんの推薦につきまして、どうぞ御理解いただきますようよろしく願いをいたします。

次に、人権擁護委員、現在、安藤猛男さんが務めておられますが、令和3年6月30日をもって任期満了となるため、後任に棚橋玲子さんを推薦したくお願いするものであります。

棚橋さんは、昭和52年に大学を卒業後、教員、塾のアシスタントを経て平成13年から3期9年の長きにわたり民生委員として町の福祉行政に携わっていただきました。人格・識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解があり委員として適任であると考えております。

棚橋玲子さんの推薦につきましても、よろしく願いをいたします。

議 長 本件につきましては、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第3号は原案どおり適任とすること



に決定をいたしました。

---

議 長 日程第 6、議第 4 号 安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の13ページをお願いいたします。

議第 4 号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第 4 号 安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について。

安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 3 月 9 日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、町村の選挙における立候補に係る環境の改善を図るため、公職選挙法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 45 号）が公布されたことに伴い、安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規定を整備するため、本条例を制定するものであります。

1 枚はねていただきまして、安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

以下は条例本文でございます。

内容につきましては、この議案資料を御覧いただきながら、別冊の議案資料で説明をさせていただきます。

議案資料の 1 ページをお願いいたします。

安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の概要でございます。

主な制定内容といたしまして、第 1 条は本条例の趣旨を規定しております。公職選挙法において、地方自治体が条例で定められる選挙公営として規定されるのは、選挙運動用に係る自動車使用・ビラ作成・ポスター作成の公費負担に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第 2 条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担について、候補者 1 人当たりの選挙運動期間における限度額を規定しております。

第3条は、選挙運動用自動車の使用に関し、選挙公営制度を利用する場合、有償契約を締結するとともに、安八町選挙管理委員会に対して所定の届出をする必要があることを規定しております。

第4条は、選挙運動用の自動車の使用に関し、契約類型ごとの公費負担額を規定しております。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

第5条は、契約の指定を規定しております。この規定は、公職選挙法施行令第109条の4第3項の規定により、複数の契約がある場合には、候補者の指定するいずれか一方の契約が締結されているものとみなされ、両方の制度を同時に利用することができません。なお、候補者による指定が必要であります。

第6条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担の対象となるのはビラ作成費用であります。

第7条は、選挙運動用ビラの作成に関し、選挙公営制度を利用する場合、有償契約を締結するとともに、安八町選挙管理委員会に対して所定の届出をする必要があることを規定しております。

第8条は、選挙運動用ビラの作成に関し、作成費用の単価上限及び枚数上限を規定し、ビラ作成費用の公費負担の上限を規定したものであるとともに、ビラ作成費用については業者からの請求に基づいて業者に対して支払うことを規定しております。

第9条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担の対象となるのは、ポスター掲示場に掲示するポスターの作成費用であります。

続きまして、3ページをお願いいたします。

第10条は、選挙運動用ポスターの作成に関し、選挙公営制度を利用する場合、有償契約を締結するとともに、安八町選挙管理委員会に対して所定の届出をする必要があることを規定しております。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成に関し、作成費用の単価上限及び枚数上限を規定し、ポスター作成費用の公費負担の上限を規定したものであるとともに、ポスター作成費用については業者からの請求に基づいて業者に対して支払うことを規定しております。

第12条は、条例施行に必要な事項について、安八町選挙管理委員会に規程

の作成を委任するものであります。

なお、第2条、第6条、第9条のただし書にありますように、供託物、いわゆる供託金が没収される候補者の場合は、この選挙制度における各種請求ができないことを規定しております。

議案書の本文、18ページへお願いいたします。

下のほうでございますが、附則となります。

第1項は施行期日を規定しております。この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、19ページをお願いいたします。

第2項は適用区分を規定しております。この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用するものであります。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第4号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第4号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

---

議長 日程第7、議第5号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書の21ページをお願いいたします。

議第5号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第5号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月9日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）の施行に伴

い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、23ページをお願いします。

安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

安八町福祉医療費助成に関する条例（昭和50年安八町条例第23号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきまして、別冊の議案資料と併せて御説明申し上げますので、議案資料の5ページを御覧いただきたいと思っております。

5ページのほうは条例の新旧対照表、左が改正前、右が改正後でございます。

本条例は、医療費の一部を助成することにより保健の向上及び福祉増進を図ることを目的としたものでございます。このたび健康保険法等の一部を改正する法律におきまして、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになり、令和3年3月から医療機関で順次導入され、オンライン資格確認が可能となるものでございます。

現在、医療機関の窓口で保険証にこの条例で言う福祉医療費受給者証を添えて提示しておりましたが、この改定後は、窓口において医療機関がオンラインで直ちに医療保険の資格確認ができ、患者さんは福祉医療の受給者証の提示で済むというものでございます。これを条例で定めるため、第7条の規定の一部を改正するというものでございます。

議案書の23ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第7条の規定は、令和3年3月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第5号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第5号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第8、議第6号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定  
についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

民生調整監兼住民環境課長 吉村等君。

民生調整監兼住民環境課長 議第6号を朗読説明申し上げます。

議第6号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月9日提出、安八郡安八町長。

提案説明としまして、健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、27ページをお願いいたします。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

安八町国民健康保険条例（昭和34年安八町条例第2号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございます。

また別冊の議案資料、最後の7、8ページには新旧対照表を掲載しておりますので、併せて御覧ください。

今回の改正につきましては2点ございまして、1点目は、第11条の改正で、この条では保険料の所得割の算定についてを規定しております。今回、税制改正に伴いまして、租税特別措置法の改正を受け、譲渡所得のうち低未利用地に係る譲渡所得の特別控除が制定されましたので、国民健康保険料の所得割算定に当たって特別控除を追加する改正でございます。

また2点目として、附則第6条の改正によりまして、本議会6月の議会におきまして、新型コロナウイルス感染者の方に係る傷病手当金の支給制度を設けさせていただきました。今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正によりまして、本条例のうち新型コロナウイルス感染症の定義を本条例でうたうものでございます。

本文のほうへお戻りいただきまして、議案書の27ページでございます。

附則第1条としまして、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。

第2条、経過措置としまして、この条例による改正後の第11条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以下、御審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長 ただいま議題となっております議第6号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第6号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

---

議長 日程第9、議第7号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

順次、提案説明を求めます。

最初に、総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の29ページをお願いいたします。

議第7号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第7号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第11号）。

令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,516万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億3,953万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月9日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

31ページ、32ページは歳入、33ページ、34ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額、77億4,437万円から9,516万6,000円を増額し、78億3,953万6,000円とするものでございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費。単位は1,000円でございます。

款、総務費、項、総務管理費、事業名、総務管理事務経費1,500万円につきましては、2つの事業を繰り越すものでございます。1つ目が、国土強靱化計画及び業務継続計画、いわゆるBCP計画策定業務に1,200万円、2つ目がデジタル時代への対応に向けた行政手続等のデジタル化、並びに押印廃止等を進めるため関係条例の例規整備支援業務に300万円でございます。

次の段、事業名、特別定額給付金給付事業30万円につきましては、子育て世代を支援するため、新生児に対して1人当たり10万円を給付する安八町特別定額給付金給付事業を繰り越すものでございます。

次の段、事業名、公共施設維持管理経費2,316万8,000円につきましては、公共施設の建物等劣化診断結果に基づく改修・補修工事を行う予定でございましたが、令和2年度末の事業完了が困難となったため繰り越すものでございます。

次の段、事業名、広報発刊経費1,000万円につきましては、町ホームページのスマートフォン表示や災害時の対応、外国人への多言語化など、ホームページのリニューアルに係る経費を繰り越すものでございます。

次の段、款、衛生費、項、保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業557万2,000円につきましては、先ほどの議第1号で専決処分の御承認をいただきました一般会計補正予算（第10号）の新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費を繰り越すものでございます。

次の段、款、農林水産業費、項、農業費、事業名、県営かんがい排水事業191万円につきましては、氷取地内における揖斐川以東用水パイプライン工事の町単独分に係る県への負担金を繰り越すものでございます。

次の段、款項とも商工費、事業名、商工総務事務経費109万8,000円につきましては、国の雇用調整助成金の特例期間が令和3年2月末であったのが4月末まで延長されたことにより、4月以降も事業者からの申請が見込まれるため、雇用調整助成金に係る経費を繰り越すものでございます。

次の段、款、土木費、項、道路橋りょう費、事業名、道路維持経費8,540万1,000円につきましては、2つの事業を繰り越すものでございます。1つ目が、町内5路線の舗装補修に係る工事費7,600万1,000円、2つ目が、町内一円の路面調査を行うための業務委託費940万円でございます。

次の段、項、都市計画費、事業名、都市計画整備道路改良事業1億9,866万9,000円につきましては、2つの事業を繰り越すものでございます。1つ目が、中・牧地内における工専区域内の道路改良工事費などに1億146万9,000円、2つ目が、県道間アクセス道路の長良川右岸堤接続に係る工事費9,720万円でございます。

次の段、款項とも消防費、事業名、防災事務経費1,209万5,000円につきましては、2つの事業を繰り越すものでございます。1つ目が、コロナ禍の災害発生時における分散避難に備えるため、災害用非常食を購入する経費214万5,000円、2つ目が名神高速道路の盛土ののり面を利用して地域住民等の緊急かつ一時的な避難場所及び避難経路を整備するための詳細設計業務委託費495万円、同設置工事費500万円でございます。いずれの事業も年度内完了が困難でありますので、次年度へ繰越しを行うものでございます。

1枚はねていただきまして、36ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正。単位は1,000円でございます。

補正前及び補正後の起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

今回の地方債補正につきましては、2つの要因が上げられます。

まず補正後の4段目、減収補てん債という地方債は、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じます消費や流通に係る税目、ここの対象税目といたしましては地方消費税交付金、市町村たばこ税、地方揮発油譲与税の減収が上げられますが、これらにつきまして年度途中の減収に対して減収を補填するため、令和2年度限りの措置として特別な地方債であります。この減収補てん債を発行することにより、減収分に対する交付税措置を受けることが可能となったため、新たに減収補てん債2,060万円を発行するものでございます。

次に、先ほどの繰越明許費のところでも触れましたが、土木費の道路維持経費や都市計画整備道路改良事業が今回、国庫補助の採択を受けました。そ



のうち、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に伴う地方負担分について、当初予定しておりました補正前の地方単独道路整備事業債や一般単独事業債から交付税措置等で有利な防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債3,300万円が活用できるようになりましたので組替えを行うものでございます。それ以外につきましては、公共事業等債5,690万円を増額し1億1,290万円といたします。

以上のことから、地方債合計を5億5,110万円とするものでございます。

続きまして、37ページをお願いいたします。

事項別明細の2.歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

37ページの最上段、款、町税、項目ともたばこ税、補正額、減額の600万円。

次の2段目の款、地方譲与税、項目とも地方揮発油譲与税、補正額、減額の70万円。

3段目の款項目とも地方消費税交付金、補正額、減額の1,390万円。これら消費や流通に係る税目につきましては、コロナの影響により通常を上回る大幅な減収が見込まれるため減額をするものでございます。

3枚はねていただきまして、42ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

歳出のうち、まず人件費関係の減額につきまして御説明申し上げます。

歳出のうち、42ページ以降の款、総務費、次の民生費、それから土木費、最後の教育費の節区分1番の報酬、2番の給料、3番の職員手当等、4番の共済費、8番の旅費の人件費関係等につきましては、職員の退職や育児休業、会計年度任用職員の採用状況等により減額をお願いするものでございますので、御説明は省略させていただきます。

ページ戻っていただきまして、42ページをお願いいたします。

今まで4回の補正予算でもって、コロナ交付金を財源といたしました事業予算で合計で2億5,248万8,000円の事業予算を編成してまいりました。コロナの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生事業を展開してまいりました。

今回、新たに国より第3次配分の内示額が9,047万円あり、そのうち令和

2年度分の受入額、補正額といたしましては318万4,000円を事業充当いたします。残りの8,728万6,000円は、令和3年度での予算措置、補正で対応していく予定でございます。今回のこれまでの交付金実施計画の見直しや調整等を行いながら、また新たに交付金の対象となる事業を行うための事業予算を編成しております。

それでは、総務課に係る補正予算につきまして御説明申し上げます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、減額の858万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で、国県支出金の減額の424万9,000円は特別定額給付金事業費補助金で減額の660万円、また同じく給付事務費補助金で減額の833万6,000円、コロナ交付金で増額の1,068万7,000円でございます。

説明欄の総務管理事務経費、増額の980万円は、先ほども御説明いたしました人件費関係の減額をはじめ、飛びまして節区分、委託料の業務委託、増額の1,434万6,000円は、コロナ交付金事業の事業調整によります減額の65万4,000円、また新たにコロナ交付金の財源を活用しまして国土強靱化計画及び業務継続計画の策定業務に1,200万円、またデジタル化時代の対応を行うための関係条例の整備支援業務に300万円を計上するものでございます。

次に、地区行政執行経費86万4,000円は、節区分、負担金、補助及び交付金の補助金、減額の218万1,000円は、コロナ交付金事業の調整によります減額分といたしまして304万5,000円、今回、町内の3地区からの地区集会所改修工事に対する地区集会所設置補助金で86万4,000円を計上するものでございます。

次に、特別定額給付金給付事業の減額の1,593万2,000円は、令和2年4月20日に閣議決定がなされました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において実施されました給付対象者1人につき10万円給付する特別定額給付金給付事業の終了に伴いまして、給付に係る事務費の不用額を節区分1番の報酬から17番の備品購入費までで合計で833万2,000円を減額するものでございます。次に、節区分、負担金、補助及び交付金の交付金、減額の760万円は、国の特別定額給付金事業で660万円、また町単独事業で実施しました安八町特別定額給付金事業で100万円を減額するものでございます。

続きまして、43ページの上段、目、財政調整基金費、補正額、増額の

7,984万1,000円でございます。これは今回の補正予算に伴います財源調整のため、財政調整基金に積立てを行うものでございます。

次に、目、ふるさと基金費、補正額、増額の600万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で寄附金600万円はふるさと寄附金でございます。安八町へのふるさと寄附金の増額が見込まれるため、ふるさと基金に積立てを行うものでございます。

2枚はねていただきまして、47ページをお願いいたします。

47ページの上段、款項とも商工費、目、商工総務費、補正額、減額の2,075万1,000円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金、減額の564万8,000円は、コロナ交付金の減額でございます。その他の諸収入、減額の1,065万2,000円は、プレミアム商品券の販売代金でございます。

次に、説明欄の観光PR経費、減額の40万円は、コロナの影響による事業中止に伴いまして、西美濃広域観光推進協議会への負担金を減額するものでございます。

次に、プレミアム商品券事業、減額の1,780万1,000円は、地域経済の活性化を図るため、プレミアム商品券の利用期間の終了に伴いまして事業実施に係る事務費の不用額、節区分10番の需用費から12番の委託料までで合計182万3,000円を減額するものでございます。次に、節区分、負担金、補助及び交付金の補助金、減額の1,962万8,000円のうち、プレミアム商品券の取扱事業者さんへの補助金で1,597万8,000円を減額するものでございます。

1枚はねていただきまして、49ページをお願いいたします。

49ページの上段、款項とも消防費、目、非常備消防費、補正額、減額の1,914万円でございます。節区分の旅費、減額の100万円は新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、各種大会や訓練等が中止になったことにより出勤費用弁償が不用となったため減額するものでございます。次の負担金、補助及び交付金、減額の1,814万円は、こちらもコロナの感染拡大を受け岐阜県操法大会が中止となりまして、大会負担金が不要となったため減額するものでございます。

次に、目、災害対策費、補正額210万5,000円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金、減額の537万5,000円はコロナ交付金で

ございまして、事業調整による減額の1,285万5,000円、また令和2年度の9月補正でお認めいただきました避難所等Wi-Fi環境整備事業費1,500万円のうち、今回、総務省の公衆無線LAN環境整備支援事業に係る消防費国庫補助金で無線システム普及支援事業費等補助金で748万円の採択を受けましたので、財源内訳の変更を行います。次に、地方債1,110万円は減収補てん債で、このWi-Fi環境整備事業のほうに740万円、また名神ののり面整備に関しまして370万円を充当するものでございます。節区分、需用費の食糧費214万5,000円は、分散避難に備えるため災害用非常食を購入するものでございます。次の節区分、工事請負費、減額の4万円は、避難所Wi-Fi環境整備事業費の入札差金により減額するものでございます。

2枚はねていただきまして、52ページをお願いいたします。

52ページの下段、款項とも公債費、目、利子、補正額、減額の440万円でございます。財政融資資金の利率見直しによりまして、年利1.2%から0.003%へ大幅に減となったことなどにより減額するものでございます。

議長 民生調整監兼住民環境課長 吉村等君。

民生調整監兼住民環境課長 それでは、42ページのほうに戻っていただきましてお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費の目、一般管理費です。先ほど総務課長も御説明しましたところでございますが、補正額858万円の減額のうち、一番右の説明欄にございますように、コミュニティバス運行経費の補正額としまして減額の331万2,000円でございます。こちらにつきましては、委託料の補正額1,434万6,000円のうち、コミュニティバス運行経費につきましては減額の26万7,000円。こちらにつきましてはコミュニティバスの運行に対しまして、コロナ対策のときの車両消毒を運行会社に委託しておりましたが、額の確定見込みによる減額でございます。また、財源区分としまして、国庫支出金の新型コロナの交付金の増額の減額26万7,000円を行います。続きまして、節区分の負担金、補助及び交付金の補助金、減額の218万1,000円のうち、コミュニティバス等につきましては地域幹線系統の民間路線バスに係る補助金の確定によりまして減額の304万5,000円、こちらは全額一般財源でございます。続きまして、45ページのほうをお願いいたします。

45ページ、下段の表になります。また、目としましては最下段でございま

す。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、斎苑費、補正額、減額の80万円。節区分としまして、需用費の光熱水費、減額の80万円でございます。こちらにつきましては、斎苑の電気料の確定見込みによる減額でございます。

続きまして次ページ、46ページでございます。

中段の表、款、衛生費、項、清掃費、目、塵芥処理費、減額の94万8,000円。節区分、負担金、補助及び交付金の補助金、減額の94万8,000円、ごみ減量化・リサイクル推進事業経費の中で、各地区で実施されましたリサイクル事業に対する補助金の確定による減額でございます。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 続きまして、企画調整課分でございます。

42ページへ戻っていただきまして、下段をお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、文書広報費、事業名、広報発刊経費、補正額1,000万円。財源内訳といたしまして、特定財源、国庫支出金900万円、コロナ交付金事業でございます。節区分、委託料、業務委託1,000万円。内容といたしまして、町ホームページリニューアル業務としまして、多言語をはじめとした改修を行うことで情報発信力をさらに強化、充実を図るものでございます。

続きまして、下の段、及び43ページをお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、補正額96万円。財源内訳といたしまして、特定財源、県支出金、減額の64万円。内訳といたしまして、移住支援事業補助金、減額の75万円、岐阜県空き家総合整備事業費補助金、増額の11万円でございます。事業名、企画振興経費としまして増額の196万円。節区分、役務費、通信運搬費、委託料、業務委託、使用料及び賃借料、これらはふるさと寄附金の増加に対する送料及び返礼品手数料等でございます。続きまして、事業名、地方創生事業、減額の100万円。節区分、負担金、補助及び交付金の補助金、移住支援補助金でございます。東京圏からの移住者に対する補助でございますが、申請がなかったため減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、47ページ上段をお願いいたします。

款項とも商工費、目、商工総務費、補正額、減額の2,075万1,000円のうち、

事業名、商工総務事務経費、減額の255万円。財源内訳といたしまして、特定財源で県支出金、減額の185万円、岐阜県雇用調整助成金支給市町村奨励金でございます。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金は、年末年始に行った第2弾岐阜県時短要請協力金に係る町負担分の追加で増額の110万円と先ほどの観光PR経費、減額の40万円で、増額の70万円でございます。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金、減額の1,962万8,000円のうち、安八町雇用調整助成金等上乗せ助成金、減額の340万円、安八町雇用調整助成金申請補助金、減額の25万円でございます。当初の見込みより申請者数が少なかったので減額補正をお願いするものでございます。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 福祉課分でございます。

ページは2枚戻っていただきまして、43ページの下段をお願いします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、安八温泉費、補正額、減額の2,150万円。財源内訳の特定財源、その他のうち、使用料、減額の3,360万円は温泉の使用料。

1枚めくっていただきまして、44ページの上段のその他の欄の諸収入、減額180万円は温泉の物品販売料で、コロナの影響により温泉を休館したため減額するものでございます。

1枚戻って43ページの最下段、温泉の運営経費として、節区分の需用費、消耗品費、減額の200万円、燃料費、減額の1,000万円。

また1枚はねていただいた44ページの上段、光熱水費、減額の700万円は、いずれもコロナの影響により温泉を休館したため不用額を減額するものでございます。

続きまして、目の福祉医療費、補正額、減額の700万円。財源内訳の特定財源、県支出金、減額の350万円は福祉医療費助成事業補助金でございます。福祉医療の事務経費として、節区分の扶助費において乳幼児医療費等の受診件数の減少により不用額を減額するものでございます。

続きまして、目の身体障がい者福祉費、補正額、増額の515万8,000円。財源内訳の特定財源、国庫支出金175万円は、障害者自立支援給付費負担金225万円と、市町村地域生活事業費補助金、減額の50万円を合わせたものでございます。県支出金の287万6,000円は、障害者自立支援給付費負担金112万

5,000円及び市町村地域生活支援事業費補助金、減額の25万円、並びに障害児通所事業所継続支援事業費補助金200万1,000円を合わせたものでございます。身体障害者に係る福祉経費として、節区分の委託料、減額の192万5,000円は、新型コロナの影響により障害サービスの利用減となった不用額を減額するものでございます。負担金、補助及び交付金の補助金258万3,000円は、新型コロナウイルスの影響により障害児通所事業所が休業補償をしたその補償分を計上するものでございます。扶助費の450万円は、ひかりの里で生活介護サービスを開始したため、不足となる額を補正するものでございます。

続きまして、目の地域包括支援センター費、補正額、減額の205万6,000円。財源内訳の特定財源、その他の負担金、減額83万6,000円は、地域自立支援事業利用者負担金、諸収入の減額105万円は各種講座受講料でございます。介護予防事業として、節区分の報償費、減額112万円は、コロナの影響により介護予防教室の未開催分の不用額を減額するものでございます。また、地域自立支援事業として委託料、業務委託、減額83万6,000円は、配食サービスの不用額を減額するものでございます。

続きまして、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、補正額、減額の437万円。子育て支援事業といたしまして、節区分の負担金、補助及び交付金の負担金、減額137万円は、新型コロナウイルスの影響により学校が休業したため、不用となる第3子以降の給食費助成金を減額するものでございます。扶助費の減額300万円は、コロナウイルスの影響により小・中学生の医療費の受診件数の減少による不用額を減額するものでございます。

続きまして、目の児童措置費、補正額、減額の1,470万円。財源内訳の特定財源、国庫支出金1,072万7,000円は児童手当交付金として、県支出金、減額の173万7,000円は児童手当負担金でございます。児童手当の経費として、節区分の扶助費は対象人数の確定により不用額を減額するものでございます。

続きまして、ページは45ページの目、保育所費、補正額、減額の3,140万円。財源内訳の特定財源、その他の負担金、減額80万円は保育料、諸収入の減額300万円は副食費で、コロナの影響で休園したため減額するものでございます。節区分の需用費、光熱水費の減額100万円は施設管理経費で、コロナウイルスの影響により臨時休園したため不用額を減額するものでございます。委託料の減額380万円は保育経費で、こちらもコロナの影響により臨時

休園したため不用となった副食代を減額するものでございます。

続きまして、款、衛生費、項、保健衛生費、目、母子保健費、補正額に増減はございません。健康診査事業として、コロナウイルスの影響により集団健診を個別健診に切り替えて実施したことにより国庫補助の対象となったため、特定財源として国庫支出金、母子保健医療対策総合支援事業費補助金13万4,000円を受け入れ、一般財源を減額する財源内訳の変更を行うものでございます。

議長 建設課長 河合一君。

建設課長 続きまして、建設課分でございます。

46ページの最下段をお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、2段目の目、農地費、補正額、減額の664万1,000円。特定財源、地方債、減額の310万円は、減収補てん債など有利な起債に組み替え、主に一般単独事業債が減額となります。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金、減額の664万1,000円は、県営かんがい排水事業揖斐川以東用水パイプライン工事の施工延長の増減、及び市街化区域内における排水分離の見直しに伴い、県負担金の減額をお願いするものでございます。

続きまして、ページが移りまして47ページの最下段、款、土木費、項、道路橋りょう費、目、道路維持費、補正額5,940万円。特定財源、国庫支出金2,970万円は社会資本整備総合交付金、地方債2,970万円は防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債でございます。節区分、委託料、業務委託940万円は町内幹線道路の補修計画策定のための調査業務委託費、工事費、工事請負費5,000万円は南部中央道ほか2路線の舗装補修工事費でございます。いずれも、国の3次補正予算により事業を前倒して実施したいため補正をお願いするものでございます。

続きまして、裏面の48ページ、目の道路新設改良費、補正額、減額の4,580万円。特定財源、地方債、減額の4,080万円は減収補てん債など有利な起債に組み替え、主に地方道路整備事業債が減額となります。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金、減額の4,580万円は県道大垣江南線整備が国庫補助事業に採択されたため、県道改良負担金の減額をお願いするものでございます。



続きまして、最下段になります。項の都市計画費、目の都市計画整備事業費、補正額1億6,200万円。特定財源、国庫支出金8,100万円は社会資本整備総合交付金、地方債5,990万円は公共事業等債、その他、繰入金2,109万6,000円はスマートインターチェンジ建設基金繰入金でございます。節区分、委託料、設計委託1,200万円、工事請負費1億4,500万円、公有財産購入費500万円は、県道間アクセス道路の延伸工事費、また名神高速道路南、中・牧工業専用地域内道路整備のための測量設計委託1路線、道路改良2路線の工事費及び用地取得費でございます。いずれも、国の3次補正により事業を前倒して実施したいため補正をお願いするものでございます。

議長 建設調整監兼産業振興課長 岡田立君。

建設調整監兼産業振興課長 それでは、議案書46ページの下段をお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業総務費、補正額、減額の50万円でございます。節区分は全て負担金で、新型コロナウイルス感染症対策としてますつかみ大会を中止としたため、それに係る費用を減額するものでございます。

続きまして、47ページの中段をお願いいたします。

款項ともに商工費、目、商工業振興費、補正額、減額の962万5,000円でございます。節区分は、主なものとして委託料268万9,000円、負担金657万円で、今年度開催予定でありました水まつり、ふれあい祭り、梅祭りが新型コロナウイルス感染症対策として全て中止としたため、それに係る費用を減額するものでございます。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 続きまして、教育費関係をお願いいたします。

49ページ中段をお願いいたします。

款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費、補正額、減額の300万円。節区分の負担金、補助及び交付金、減額の150万円につきましては、コロナ関係によりまして学校行事の未執行によります特色ある学校交付金の減額でございます。

続きまして、1ページはねていただきまして50ページをお願いいたします。

目、幼児教育費、補正額、減額の849万4,000円。特定財源といたしまして、国庫支出金590万円、県支出金295万円につきましては、子育てのための施設利用給付交付金でございます。節区分の負担金、補助及び交付金、減額の

1,180万円につきましては、預かり利用者の数の減でございます。また、続いて償還金、利子及び割引料、増額の330万6,000円につきましては、令和元年度分の精算金でございます。

続きまして、項、小学校費、目、学校管理費、補正額、増額の320万円。特定財源といたしまして、国庫支出金320万円につきましてはコロナ交付金でございます。節区分、需用費320万円につきましては、国の3次補正によりますコロナ関係の消耗品の購入費でございます。

51ページをお願いいたします。

項、中学校費、目、学校管理費、補正額、増額の80万円。特定財源につきましては、国庫支出金80万円につきましてはコロナ交付金でございます。その他、諸収入105万7,000円につきましては、東安中、ハートピアのLAN整備の負担金でございます。節区分、需用費80万円につきましては国の3次補正によります中学校のコロナ関係の消耗品でございます。

議長 生涯学習課長 今村厚士君。

生涯学習課長 教育委員会生涯学習課分を御説明します。

議案書49ページ、下段をお願いします。

款、教育費、項、教育総務費、目、国際交流費、補正額、減額の534万3,000円。財源内訳といたしまして、特定財源、その他、諸収入の減額333万3,000円は、少年教育交流団負担金と東安中学校訪豪教育交流団負担金でございます。節区分の主なものといたしまして、委託料475万1,000円、新型コロナウイルス感染防止のため、訪豪少年教育交流派遣事業、オーストラリア交流が中止になったため減額補正をお願いするものでございます。

1枚はねていただきまして、51ページ下段をお願いいたします。

款、教育費、項、保健体育費、目、保育体育総務費、補正額、減額の255万円。そのうち人件費を除くものといたしまして、節区分、負担金、補助及び交付金、負担金、補正額の減額115万円、スポーツの大会派遣負担金として激励金の申請が当初の予定より少なかったため減額補正をお願いするものでございます。

以上、議第7号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第11号）の説明とさせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいま議題となっております議第7号は、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第7号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。35分から再開いたします。よろしく願いいたします。

(午前11時20分 休憩)

(午前11時35分 再開)

議 長 再開をいたします。

---

議 長 日程第10、議第8号 令和3年度安八郡安八町一般会計予算、日程第11、議第9号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算、日程第12、議第10号 令和3年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算、日程第13、議第11号 令和3年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算、日程第14、議第12号 令和3年度安八郡安八町水道事業会計予算、日程第15、議第13号 令和3年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算、日程第16、議第14号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについてまでの7議案を一括議題といたします。

事務局より、令和3年度予算町長提案説明要旨を配付させます。

〔資料配付〕

議 長 町長からの発言の申出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町 長 それでは、令和3年度の予算につきまして、初めに概要を私のほうから説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延が世界的規模で大きな問題となっております。これによる影響は計り知れず、雇用の面、経済活動などを含め広範囲にわたり、また深刻なものとなっております。

本町におきましても、町税の減収など財源的には例年以上に制約を受けることは不可避かと思われま。加えて、歳出において、公債費を含め義務的経費、経常的経費などの需要が増大しております。厳しい財政状況が続いま

すが、行政としては常に住民の皆さんの安全・安心の確保、まちの発展に向け尽力することが使命であります。

何かと先行き不透明の中、取り入れられる事業にも制約はありますが、財源の有効活用を念頭に、どのような状況にも柔軟に対応できるよう、言わば行財政基盤の強靱化を目指した予算編成に努めました。

一般会計予算の総額は58億9,500万円、前年度当初予算対比3億円の増、5.4%の増となっております。コロナウイルスワクチン接種経費や公債費、学校給食費に係る会計処理の変更などにより増額となっております。

歳入の主なものにつきましては、町税は19億2,705万5,000円、前年度当初予算比1億294万5,000円の減、5.1%の減でございます。地方交付税につきましては13億6,800万円、前年度当初予算比6,200万円の増、4.7%の増、国庫支出金につきましては5億3,156万3,000円、前年度当初予算比6,996万円の増、15.2%の増、繰入金につきましては1億9,040万4,000円、前年度当初予算比1億1,687万9,000円の増、率にいたしまして159.0%の増でございます。町債につきましては5億1,320万円、前年度当初予算比6,710万円の増でございます。率にいたしまして15.0%の増となっております。

歳出の主なものにつきましては、まず総務費は6億9,503万8,000円、前年度当初予算比2,760万5,000円の増でございます。率にいたしまして4.1%の増でございます。衛生費は4億3,469万5,000円、前年度当初予算比9,275万1,000円の増、27.1%の増でございます。土木費につきましては7億9,390万2,000円、前年度当初予算比5,554万6,000円の増、7.5%の増でございます。教育費につきましては7億3,015万3,000円、前年度当初予算比8,881万2,000円の増、13.8%の増となっております。

続きまして、各事業につきましては、第五次総合計画施策大綱別に概略を御説明申し上げます。

まず、「明日を担うひとを育むまちづくり」におきましては、子育て支援施策の拡充に向け、医療費の助成の対象を中学生までから高校生世代まで拡大いたします。加えて、町内に子ども食堂を設置運営される方に対しましての補助制度も新たに新設をいたします。また、通学路の安全対策、放課後児童クラブ事業などは継続して実施していきます。

2つ目、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」におきましては、現在

の喫緊の事案である新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に向け尽力をいたします。また、各種予防接種、健康診査や不妊治療の助成などの継続事業に加え、新たに3歳児屈折検査機器を導入し異常の早期発見に努めるほか、産後の育児不安を解消するため産後ケア事業を実施いたします。

3つ目、「便利で快適に暮らせるまちづくり」におきましては、移住定住施策として移住支援事業、定住促進住宅取得助成事業や、地域間幹線バス運行事業やコミュニティバス運行事業などを継続して実施していきます。

4つ目、「自然と共生した潤いのあるまちづくり」におきましては、一般廃棄物処理基本計画を策定し、最終処分場の更新を見据えたごみ処理の基本方針等の見直しを行います。また、剪定木リサイクル事業、布団回収処理事業などを継続して実施していきます。

5点目、「みんなで守る安全・安心なまちづくり」におきましては、施設、機能の強靱化に向けて、この北側庁舎の耐震補強設計を実施いたします。また、継続事業として進めております防災行政無線のデジタル化や名神高速道路のり面への一時避難所の設置工事を実施いたします。

6点目、「活力と賑わいのあふれるまちづくり」におきましては、企業立地促進事業や農業振興として圃場整備や多面的機能支払交付金事業を継続して実施していきます。

7点目、「みんなで協働する参画・交流のまちづくり」におきましては、安八町出身のオリンピック代表候補選手に対しまして、東京オリンピックでの活躍を期待し、町全体で盛り上げる東京オリンピック応援事業のほか、地区活動に対する助成やクリーンパトロール事業などを継続して実施いたします。

最後に8点目、「明日を開く自立したまちづくり」におきましては、引き続き行財政改革を推進していきます。また、ふるさと寄附金事業としてPRの強化などに努めていきます。

次に、特別会計の予算につきまして御説明申し上げます。

まず国民健康保険特別会計におきましては15億4,100万円、前年度当初予算比700万円の減、0.5%の減となっております。

後期高齢者医療特別会計におきましては1億9,200万円、前年度当初予算比200万円の増、1.1%の増となっております。

児童発達支援事業特別会計におきましては2,500万円、前年度当初予算比100万円の増、4.2%の増となっております。

水道事業会計におきましては2億6,600万円、前年度当初予算比100万円の減、0.4%の減となっております。

最後に、公共下水道事業特別会計におきましては9億5,300万円、前年度当初予算比2,300万円の増、2.5%の増となっております。

以上が新年度の予算概要と主な施策などであります。

詳細につきましては、この後副町長より御説明を申し上げます。慎重審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 それでは、次の説明が長くなりそうでございますので、ここで暫時休憩をいたします。午後から続きをお願いしたいと思います。午後は1時15分から再開をさせていただきます。1時15分、またこの席にお戻りいただきますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(午前11時45分 休憩)

(午後1時14分 再開)

議長 それでは、1分ほど早いですけれども再開をいたします。  
一般会計予算の順次説明を求めます。

副町長 岡田武史君。

副町長 それでは、予算書のほうを御覧願います。

表紙をはねていただきまして、まず一般会計予算でございます。

はねていただきまして、議第8号 令和3年度安八郡安八町一般会計予算。  
令和3年度安八郡安八町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58億9,500万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金) 第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

はねていただきまして、(歳出予算の流用) 第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月9日提出、安八郡安八町長。

1 ページ以降が、第1表 歳入歳出予算となります。

1 ページから4 ページまでが歳入、5 ページ、6 ページが歳出でございます。

7 ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

事項の1として、農業近代化資金利子補給。期間が借入年度より返済の年度まで、限度額は借入金額の1%以内でございます。

2つ目は、安八町土地開発公社が借入れする事業資金に対する債務。令和3年4月1日から令和4年3月31日までで、14億円に対する元金、利子及び遅延利息の損失補償でございます。

3つ目としましては、固定資産現況調査修正及び土地評価業務でございます。令和4年度から令和5年度までで、限度額は3,554万1,000円でございます。

4つ目としましては、防災無線デジタル化事業でございます。令和4年度から令和4年度までで、限度額は1億5,430万円でございます。

8 ページをお願いいたします。

第3表の地方債でございます。

起債の目的としまして、臨時財政対策債、そのほか事業充当分合わせまして限度額は5億1,320万円としております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、御覧のとおりでございます。

9 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の事項別明細書でございます。

9ページから10ページが歳入、11ページが歳出となっております。前年度との比較、また財源内訳をまとめております。

12ページをお願いいたします。これ以降が明細となっております。主なものを中心に御説明申し上げます。

まず歳入でございます。

町税になります。コロナの影響もあり、全体としましては19億2,705万5,000円、対前年1億294万5,000円、5.1%の減での計上となっております。

13ページ以降が、譲与税、交付金となります。いずれも国の見込み、また実績を踏まえ計上いたしております。

16ページをお願いいたします。

最上段でございます。コロナの影響によります地方税の減収補填としまして、新たに地方特例交付金の中で特別交付金として新設がされております。金額は1,500万円を計上しております。

続きまして、款の11の地方交付税になります。普通交付税、特別交付税、合わせまして13億6,800万円、対前年6,200万円の増での計上をしております。

17ページをお願いいたします。

款の13分担金及び負担金、項の2負担金でございます。目は最下段の5の教育費負担金でございますが、9,205万3,000円の計上となっております。約8,000万ほど増額となっております。説明欄の下から2段目でございますが、学校給食費負担金現年度分として7,930万8,000円を計上しております。給食費の会計処理の公会計への移行によるものでございます。御負担をいただく給食費を計上しております。

18ページをお願いいたします。

使用料及び手数料の使用料となります。目は上から2つ目の民生使用料でございます。今年度1,001万8,000円、対前年3,000万円ほどの減額となっております。この中では安八温泉の使用料でございますが、コロナ対策としまして入館制限を継続するものという想定で減額での計上をしております。

19ページをお願いいたします。

款の15国庫支出金、項の1の国庫負担金、目は2番目の2の衛生費国庫負担金でございます。4,827万1,000円の計上でございます。コロナウイルスのワクチン接種対策費負担金をこちらのほうで計上しております。



20ページをお願いいたします。

項は国庫補助金になります。目は上から3段目になりますが、衛生費国庫補助金でございます。4,998万円の計上となっております。この中では、説明欄、一番最下段でございますが、コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業費補助金を計上しております。

目は1つ飛んでいただきまして5の消防費国庫補助金でございます。850万円の計上でございます。社会資本整備総合交付金でございます。名神のり面への一時避難所の設置工事に対する国からの交付金を計上しております。

22ページをお願いいたします。

款16の県支出金、項の2県補助金、目は2民生費県補助金でございます。本年度6,096万9,000円の計上でございます。節は3番目の児童福祉費県補助金でございます。説明欄、最下段でございます。新しく子ども食堂運営支援補助金として22万5,000円を計上しております。

23ページをお願いいたします。

項の3委託金でございます。目の1総務費委託金、今年度3,050万4,000円の計上となっております。国勢調査の終了によりまして委託金のほうが減額となっております。

24ページをお願いいたします。

最下段を御覧いただきたいと思っております。款の18寄附金でございます。目の1一般寄附金は前年同額の100万円の計上でございます。目の2ふるさと寄附金につきましては、実績等も踏まえ本年度は2,000万、対前年1,720万円の増額で計上をいたしております。

25ページをお願いいたします。

款の19繰入金、項の1基金繰入金でございます。目の1財政調整基金繰入金からは1億8,054万9,000円の繰入を予定しております。目の2ふるさと基金繰入金としまして938万円を計上しております。防災、イベント、また公園、体育館の修繕等に充当をするものでございます。

26ページをお願いいたします。

款の21諸収入、項は4雑入になります。今年度計上9,922万7,000円でございます。

27ページの説明欄、中ほどを御覧いただきたいと思っております。適正化事業特

別交付金として1,771万2,000円を計上しております。排水機の設備等の改修に対する交付金を計上するものでございます。

28ページをお願いいたします。

款の22町債になります。目の1臨時財政対策債として2億5,000万円、その他農林水産業債として1,470万、また土木債、消防債として、合わせますと5億1,320万円の発行を予定いたしております。

29ページをお願いいたします。これ以降が歳出となります。

まず議会費でございます。本年度7,330万円の計上となっております。

30ページをお願いいたします。

総務費の総務管理費、一般管理費でございます。3億4,172万1,000円の計上となっております。バスの運行事業、また空き家対策も継続してまいります。

31ページをお願いいたします。

目は最下段、4の財産管理費でございます。7,836万8,000円の計上でございます。こちらのほうでは、ページは32ページになりますが、節の12委託料、設計委託として2,000万の計上でございます。庁舎の耐震に係ります設計委託費でございます。

続きまして、目の5情報管理費でございます。8,806万8,000円の計上でございます。各種システムに係ります管理経費などを行政デジタル化推進経費として整理しております。

33ページをお願いいたします。

目の7企画費でございます。1,654万8,000円の計上でございます。この中では、ふるさと寄附金に係る返礼品を含めまして諸経費のほうを増額しております。

目は1つ飛んでいただきまして9のふるさと基金費でございます。本年度2,000万1,000円の計上でございます。ふるさと寄附金の増額によるものでございます。

34ページ、35ページになります。

項の2徴税费でございます。本年度は合わせまして9,218万3,000円、前年度並みで計上をいたしております。

続きまして、項の3戸籍住民基本台帳費でございます。目は1の戸籍住民

基本台帳費として2,906万7,000円の計上でございます。戸籍電算化に係ります経費のほうが減額となっております。

37ページをお願いいたします。

選挙費の関係でございます。本年度につきましては、衆議院議員選挙費として768万4,000円を計上いたしております。

38ページをお願いいたします。これ以降が民生費となります。

ページのほうは進めていただきまして、40ページをお願いいたします。

目の3老人福祉費でございます。3,365万4,000円の計上となっております。こちらのほうでは、41ページになりますが負担金としまして組合への負担金のほうが減額となっております。

目の4安八温泉費につきましては6,928万6,000円、対前年2,269万1,000円の減額での計上となっております。コロナ対策としましての入館制限を継続した形として編成いたしております。

42ページをお願いいたします。

目の5福祉医療費、目の6身体障がい者福祉費でございます。いずれも扶助費を中心とした計上となっております。

続きまして、44ページをお願いいたします。

項のほうは2の児童福祉費でございます。目の1児童福祉総務費でございます。1億101万3,000円の計上でございます。

45ページのほうを御覧いただきたいと思っております。節の19扶助費でございます。4,740万円でございます。この中で新しく高校生世代の医療費の助成を盛り込んでおります。

46ページをお願いいたします。

目の3保育所費でございます。本年度3億1,929万5,000円、対前年4,327万4,000円の減額となっております。令和3年度は4園体制での運営となります。その関係もございまして、経費のほうも減額となっております。

48ページをお願いいたします。

款は衛生費になります。目の2予防費でございます。1億4,528万2,000円の計上でございます。9,821万円増額となっております。説明欄の最下段でございます。新型コロナのワクチンの接種に係ります経費をこちらで計上いたしております。

50ページをお願いいたします。

目は最下段の環境衛生費ですが、本年度1,710万3,000円を計上しております。節の12委託料、業務委託、こちらのほうで最終処分場の更新を決めました一般廃棄物の処理基本計画の策定を進めてまいります。

51ページの最下段を御覧いただきたいと思います。

目の1塵芥処理費になります。1億4,602万円でございます。対前年544万8,000円が減額となっております。組合への負担金が減となっております。

続きまして、農林水産業費になります。ページのほうは54ページをお願いいたします。

目は5の農地費になります。3,496万8,000円、対前年1,177万4,000円が減額となっております。

ページは55ページになりますが、説明欄の上から3つ目になります。県営かんがい排水事業としまして、揖斐川以東用水の整備に対する負担金でございますが、こちらのほうが減額となっております。

55ページの目の6排水機費でございますが、6,491万6,000円、3,328万3,000円の増額となっております。説明欄の2番目、3番目でございます。土地改良施設維持管理経費、また適正化事業でございます。いずれも排水機場の排水に係ります事業費でございますが、こちらが増額となっております。

57ページをお願いいたします。

商工費になります。目の2商工業振興費としまして4,123万7,000円を計上しております。イベントの関係の経費、また企業立地に係る経費のほうをこちらで計上いたしております。

ページのほうは59ページをお願いいたします。

土木費になります。目の2道路新設改良費でございますが、本年度1億8,891万1,000円の計上でございます。対前年1億1,589万7,000円増額となっております。通学路の整備、また県道改良の負担金などが増額となっております。

60ページをお願いいたします。

目は上から2つ目になります。2の都市計画整備事業費でございます。本年度390万2,000円でございます。対前年7,940万円が減額となっております。アクセス道路の工事費などが減額しております。

続きまして、目の3の下水道整備費でございます。下水道会計への繰り出しでございますが、4億7,600万円を予定いたしております。

63ページをお願いいたします。

消防費になります。目は上から2つ目の4災害対策費でございます。1億6,814万8,000円、対前年4,785万3,000円の増となっております。こちらのほうでは、防災行政無線のデジタル化、また名神への一時避難場所の整備費などを盛り込んでおります。

65ページをお願いいたします。

教育費の関係になります。目として4の国際交流費でございます。本年度937万9,000円、対前年542万2,000円が減額となっております。コロナの影響を鑑みまして、国際交流事業を中止とさせていただいております。

ページは66ページをお願いいたします。

最下段になります。小学校費になります。学校管理費としまして9,457万7,000円の計上でございます。対前年468万1,000円増額となっております。67ページになりますが、説明欄で一番最下段になります。小学校情報教育推進事業ということで、GIGAスクール構想によりまして整備した機器の借上料などが増額となっております。

68ページをお願いいたします。

項の3中学校費でございます。目の1学校管理費ですが、本年度4,080万6,000円の計上でございます。対前年910万6,000円が増額となっております。こちらのほうでは、69ページにわたりますが、教科書改訂の関係を備品購入費のほうで増額して計上いたしております。また、GIGAスクールの関係の機器の借上料も増額となっております。

69ページの最下段をお願いいたします。

項の社会教育費、目は社会教育総務費になります。本年度2,490万7,000円、対前年812万9,000円減となっております。町史の編さんの完了によりまして減額となっております。

70ページをお願いいたします。

目の2公民館費でございますが、3,332万8,000円の計上でございます。443万2,000円の増額となっております。こちらのほうでは、中央公民館の施設修繕費などを増額しております。

71ページの目の3ハートピア安八費につきましては、本年度8,578万7,000円、対前年514万9,000円の減額となっております。継続して経費のほうの削減に努めてまいります。

73ページをお願いいたします。

最下段でございます。目の2公園施設費として597万6,000円、こちらのほうではふるさと寄附金を活用しまして公園の遊具等の修繕を進めてまいります。

74ページをお願いいたします。

目の3学校給食費になります。今年度1億6,606万7,000円、対前年9,333万9,000円の増額となっております。御負担をいただきます給食費のほうを歳入で受け入れしまして、材料費など歳出につきましては節の10にございませぬ需用費、賄材料費8,954万4,000円の計上でございますが、こちらのほうでの支出とするものでございます。

75ページをお願いいたします。

保健体育施設費でございます。本年度2,111万8,000円、299万1,000円の増額となっております。こちらのほうでは、ふるさと寄附金を活用しまして体育館の備品等の入替えを予定いたしております。

76ページをお願いいたします。

上から2段目になります。款の10公債費でございます。元金、利子、合わせまして本年度は6億7,211万円、対前年7,548万5,000円増額での計上となっております。

78ページをお願いいたします。

78ページ、79ページのほうで地方債の状況をまとめております。79ページの一番右の最下段でございます。令和3年度末の残高としまして61億6,593万9,000円と見込んでおります。

80ページをお願いいたします。

こちらのほうで給与費明細書ということで、職員数、また給与費等につきまして前年度との比較もまとめております。

以上で一般会計の説明とさせていただきます。

続きまして、用紙の黄色のところをお願いいたします。

国民健康保険特別会計予算でございます。

見出しをはねていただきまして、議第9号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算。

令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億4,100万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用) 第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月9日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算でございます。

1ページ、2ページが歳入、3ページ、4ページが歳出となっております。5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の事項別明細書でございます。5ページが歳入、6ページが歳出となっております。

7ページ以降が明細となります。

令和3年度につきましては、被保険者数を対前年23人減の2,958人と見込んでおります。

7ページ、歳入でございます。

款の1国民健康保険料でございます。合わせまして2億6,413万円で計上いたしております。

8ページをお願いいたします。

最上段でございます。県支出金としましては、合わせまして11億5,023万9,000円で計上いたしております。

款の5の繰入金につきましては、一般会計からは8,844万円。

9ページになりますが、国保基金からは3,633万6,000円の繰入れを予定いたしております。

11ページのほうへ進めていただきまして、これ以降が歳出となります。

ページのほうは12ページを御覧願います。

款の2保険給付費、項の1療養諸費でございます。合わせまして9億7,873万1,000円を計上しております。

13ページをお願いいたします。

項の2高額療養費としましては1億4,030万円を計上しております。

14ページをお願いいたします。

最下段でございます。款の3国民健康保険事業費納付金でございます。目の1でございますが、一般被保険者医療給付費分として2億4,334万7,000円を計上しております。

15ページになりますが、最上段になります。一般被保険者後期高齢者支援分として8,742万7,000円の計上でございます。

項の3介護納付金分としましては、2,881万3,000円を計上しております。

以上で国保会計の説明とさせていただきます。

続きまして、用紙は紫色のところを御覧願います。

後期高齢者医療の特別会計予算でございます。

はねていただきまして、議第10号 令和3年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算。

令和3年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,200万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年3月9日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、第1表の歳入歳出予算でございます。

1ページが歳入、2ページが歳出となっております。

3ページにつきましては、歳入歳出予算の事項別明細書でございます。3ページが歳入で、4ページが歳出となっております。



令和3年度につきましては、被保険者数は対前年27人増の2,072人で見込んでおります。

5ページ以降が明細となっております。

まず歳入でございます。

最上段になりますが、後期高齢者医療保険料としまして、合わせまして1億2,967万3,000円で見込んでおります。

ページは進めていただきまして、8ページをお願いいたします。以降が歳出となります。

ページのほうは9ページ、最上段をお願いいたします。

後期高齢者医療広域連合納付金としまして、1億7,339万6,000円で計上いたしております。

以上で後期高齢者医療の特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、用紙はオレンジ色のところを御覧願います。

児童発達支援事業特別会計予算でございます。

はねていただきまして、議第11号 令和3年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算。

令和3年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,500万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月9日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、1ページが第1表 歳入歳出予算の歳入でございます。

2ページが歳出となっております。

3ページは歳入歳出予算の事項別明細書でございます。3ページが歳入、4ページが歳出となっております。

5ページ以降が明細となっております。

まず歳入でございます。

最上段でございますが、障害児給付費でございます。児童発達支援費とし

まして、障害福祉サービス費として国保連から納付される分でございますが、1,020万円を計上しております。

1つ飛んでいただきまして、繰入金でございますが、一般会計のほうからは1,467万7,000円の繰入れを予定いたしております。

7ページをお願いいたします。

歳出になります。

最上段ですが、目の1一般管理費でございます。主に職員の人件費でございます。2,372万7,000円で計上いたしております。

9ページ以降に給与費明細書をつけてございます。

以上で児童発達支援事業の特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、水色のところを御覧願います。

水道事業会計予算でございます。

はねていただきまして、議第12号 令和3年度安八郡安八町水道事業会計予算。

(総則)第1条、令和3年度安八郡安八町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数、5,021戸。(2)1日平均給水量、4,452立方メートル。(3)年間総給水量、162万5,071立方メートル。(4)主要な建設改良事業、イとして配水管布設工事一式でございます。

(収益的収入及び支出)でございます。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

2ページをお願いいたします。

収入でございます。水道事業収益としまして、合わせて1億8,900万2,000円でございます。

支出につきましては、水道事業費用として合わせて2億981万6,000円でございます。

(資本的支出)でございます。第4条、資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。不足する額は、過年度及び当年度分の損益勘定留保資金5,618万4,000円で補填する。

支出でございます。資本的支出につきましては、合わせまして5,618万

4,000円でございます。

3 ページのほうをお願いいたします。

(一時借入金) 第5条、一時借入金の限度額は660万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費) 第6条です。次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

(1) としまして職員給与費2,077万6,000円でございます。

(棚卸資産購入限度額) 第7条、棚卸資産の購入限度額は534万1,000円と定める。

令和3年3月9日提出、安八郡安八町長。

令和3年度につきましては、配水場の工事も完了いたしまして、水道管の更新のほうを進めてまいります。

4 ページをお願いいたします。このページ以降が実施計画書になっております。

説明のほうは、ページを進めていただきまして、26ページをお願いいたします。

令和3年度の安八町水道事業会計予算の実施計画の明細書、収益的収入及び支出。

まず収入でございます。

1 として、水道事業収益としまして、営業収益、営業外収益、合わせて1億8,900万2,000円での計上となっております。

28ページをお願いいたします。

支出でございます。

水道事業費用としまして、合わせて2億981万6,000円、対前年855万8,000円の増での計上となっております。節の16委託料のところを御覧いただきたいと思います。説明欄、最下段でございます。管路更新に向けましての検討業務を進めてまいります。1,870万円を計上いたしております。

34ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

まず収入でございます。

資本的収入ですが、今年度は計上はございません。企業債の発行の予定もございません。

35ページお願いをいたします。

資本的支出としまして5,618万4,000円、対前年比955万8,000円の減となっております。配水場の更新工事に係る事業費が減額となっております。企業債の償還につきましては4,985万4,000円での計上となっております。

ページは戻っていただきまして、9ページをお願いいたします。

9ページ、10ページにわたりますが、キャッシュ・フロー計算書でございます。お金の流れなどをまとめたものでございます。

11ページをお願いいたします。

こちらのほうは給与費の明細となっております。

ページをはねていただきまして、15ページをお願いいたします。このページ以降で令和2年度の予定損益計算書、また令和3年度予定損益計算書、予定貸借対照表をつけております。

ページのほうは20ページをお願いいたします。

令和3年度の予定の貸借対照表でございます。

2の流動資産を御覧いただきたいと思えます。(1)の現金預金としまして、令和3年度末の残高として9億1,506万562円というふうに見込んでおります。

以上で、水道事業会計の説明とさせていただきます。

続きまして、緑色のところを御覧願います。

公共下水道事業特別会計予算でございます。

はねていただきまして、議第13号 令和3年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算。

令和3年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億5,300万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)第2条、地方自治法第214条の規定により債務負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債) 第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金) 第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

はねていただきまして、(歳出予算の流用) 第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

公共下水道費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月9日提出、安八郡安八町長。

1 ページが、第1表 歳入歳出予算の歳入でございます。

2 ページが歳出でございます。

3 ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。事項の1として、下水道会計法適用化事業、期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額は3,639万9,000円でございます。

4 ページをお願いいたします。

第3表 地方債でございます。公共下水道整備事業としまして1億6,800万円を限度額としております。起債の方法、利率等につきましては御覧のとおりでございます。

5 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の事項別明細書でございます。5ページが歳入で、6ページが歳出となっております。

令和3年度につきましては、ストックマネジメントの計画の策定、これについては下水道施設を計画的、効率的に管理することを目的として策定するものでございます。こちらの計画の策定と、併せまして3か年計画で会計の法適用化のほうを進めてまいる予定でございます。

7 ページをお願いいたします。以降が明細でございます。

まず歳入でございます。

款の1分担金及び負担金でございます。724万2,000円で計上しております。

款の2 使用料及び手数料でございます。使用料として2 億6,300万円と見込んでおります。

ページのほうは8 ページをお願いいたします。

上から2 段目でございます。繰入金でございます。一般会計のほうからは4 億7,600万円、また基金のほうからは、その下になりますが1,000万円の繰入れを予定いたしております。

9 ページをお願いいたします。

最下段でございます。町債としまして1 億6,800万円の発行を予定いたしております。

10ページをお願いいたします。

歳出になります。

公共下水道費、目の1 公共下水道建設費でございます。1 億3,602万5,000円の計上でございます。説明欄の下から2 段目、最下段を御覧いただきたいと思っております。処理場整備費として、この中でストックマネジメントの計画の策定に係る経費を盛り込んでおります。これに対しましては、国庫支出金のほうも充当をいたしております。最下段の公営企業会計法適用化事業としまして1,000万円を計上いたしております。

11ページをお願いいたします。

2 段目にあります公債費としましては、合わせまして6 億6,769万4,000円で計上いたしております。

13ページをお願いいたします。

地方債の状況でございます。一番右でございますが、令和3 年度末におきましては49億7,414万5,000円の残高と見込んでおります。

14ページをお願いいたします。以降が給与費の明細書でございます。

以上で令和3 年度の予算説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書のほうを御覧いただきたいと思っております。

議案書のほうは53ページをお願いいたします。

議第14号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて。

地方財政法（昭和23年法律第109号）第6 条の規定により、安八町公共下水道事業特別会計は、次のとおり令和3 年度安八町一般会計から繰り入れる

ものとする。

令和3年3月9日提出、安八郡安八町長。

記の1としまして、繰入額4億7,600万円。2の繰入れの理由、下水道事業においては、事業収入のみでの事業実施は、健全財政を維持することが困難なため、一般会計から繰入れするものであります。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第8号から議第14号までは、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第8号から議第14号までは会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

お諮りします。

各常任委員会の審査のため、3月10日から3月17日までの8日間を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、3月10日から3月17日までの8日間を休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(散会時間 午後2時07分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月9日

議 長            岩 田 讓 治

議 員            渡 邊 裕 光

議 員            傍 嶋 邦 博